

(件名) 県議会における質問通告を具体的に記載することを求める陳情

(陳情の趣旨)

県議会における質問通告を具体的に記載することを求めます。

理由として「〇〇について」といった抽象的な記載の場合、実際にはどのような質問がなされたのかが分からないためです。

そういった抽象的な質問が、実際の議会ではどのような質問だったのかを確認するには、会議録検索によって、膨大なやり取りの中から見つける必要があります。

具体的に質問通告を記載することで、どのような質問がなされたのかが通告一覧からひと目で確認することができ、後日確認することが容易になります。

また、今後の議会でどのような質問がされるのかを具体的に県民が知ることもできるため、県民が県議会に対して、より関心を持つことができるものと考えます。

次に、質問が抽象的であるために、広範な範囲の回答を県職員が作成しなければならなくなり、職員に対して大きな負担となっています。

実際に県の執行部に確認したところ、議会答弁資料の作成等のため時間外勤務を行っているとのことでした。

明確な質問内容であれば、答弁資料作成に関する県職員の負担も減り、本来は必要のない時間や労力、税金が使われることもありません。

さらに、質問が抽象的であるために、質問が重複するという問題も起きています。

質問が重複した結果、「先ほどの質問と重なりますので、割愛させていただきます」といったことが実際の県議会で起きています。

先述のとおり、職員の方が一生懸命、時間外勤務をしてまで準備したことが、まったくの無駄になっているのが現状です。

具体的な質問通告をし、重複が事前に判明すれば、調整して別の質問をすることが可能であり、貴重な質疑の時間を無駄にすることもなくなります。

これらの現状に対して、どのような対策、取り組みがなされているのかを鹿児島県議会事務局議事課議事係と鹿児島県総務部財政課調整係に確認したところ、「議会運営委員会が決定した申し合わせ事項において『質問事項及び答弁者を具体的に記入すること』としている」という対策しか確認できませんでした。

この対策が効果を上げていないことは現状を見れば明らかです。

鹿児島県議会会議規則では、質問通告について「その要旨を記載しなければならない」とされていますので、場合によっては、この会議規則の変更も含めて議論する必要があると考えます。

質問通告が具体的に記載されることにより、議会の運営や議論が改善されることは、より良い県政につながり、ひいては県民の利益につながるものと考えます。

以上の趣旨に基づき、下記事項を陳情します。

記

1. 質問通告の具体的記載